

## 平成26年門真市教育委員会第11回定例会

開催日時 平成26年11月28日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第52号 動産の取得の申出について
- 日程第4 議案第53号 動産の取得の申出について
- 日程第5 議案第54号 門真市立保育所条例の一部改正の申出について
- 日程第6 議案第55号 門真市立幼稚園条例の一部改正の申出について
- 日程第7 議案第56号 平成26年度教育費等補正予算の見積り申出について
- 日程第8 諸報告

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

### 出席委員

委員長	長澤 信之
委員長職務代理者	藤原 定壽
委員	磯和 均
委員	桜井 智恵子
教育長	三宅 奎介

### 事務局出席職員

学校教育部長	藤井 良一
生涯学習部長	柴田 昌彦
こども未来部長	河合 敏和
学校教育部次長	山口 勘治郎
生涯学習部次長	山田 益夫
こども未来部次長	大矢 宏幸
学校教育部総括参事	満永 誠一
学校教育部教育総務課長	西岡 慈敏
学校教育部学校教育課長	上甲 尚

学校教育部学校教育課参事	成田 明子
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	岩佐 美奈子
生涯学習部生涯学習課長	牧藪 友広
生涯学習部スポーツ振興課長	丹路 保浩
生涯学習部図書館長	西中 敏美
こども未来部こども政策課長	山 敬史
こども未来部こども政策課参事	森 房子
こども未来部子育て支援課長	三宅 聖子
こども未来部保育幼稚園課長	森田 邦裕
こども未来部 こども発達支援センター長	宮下 勝仁

長澤委員長                      開会宣告      午後2時

日程第1                              会議録署名委員の指名

長澤委員長より 桜井 智恵子 委員を指名

日程第2                              会期の決定

本日1日と決定

日程第3                              議案第52号 動産の取得の申出について  
説明者 西岡教育総務課長

議案書1 ページからをご覧ください。

本件は、第五中学校給食棟建替に伴い、予定価格2,000万円以上の動産を取得するため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条及び地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する動産の内容といたしましては、シンク26台、作業台7台、移動台34台及び収納庫22台を1,801万4,400円で取得し、取得の相手方大阪市生野区巽南5丁目4番14号株式会社中西製作所大

阪支店支店長西田繁生と契約を締結するものであります。

なお、入札の予定価格は2,252万2,536円と設定し、応札業者は、9社、落札率は79.98%でありました。

[全委員異議なく、承認]

#### 日程第4

議案第53号 動産の取得の申出について

説明者 西岡教育総務課長

議案書3ページからをご覧ください。

本件は、第七中学校給食棟建替に伴い、予定価格2,000万円以上の動産を取得するため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条及び地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する動産の内容といたしましては、シンク28台、作業台1台、移動台62台及び収納庫11台を1,792万8,000円で取得し、取得の相手方、大阪市東淀川区豊里7丁目11番17号、株式会社アイホー大阪支店支店長金崎福次郎と契約を締結するものであります。

なお、入札の予定価格は2,241万1,080円と設定し、応札業者は、9社、落札率は80%でありました。

[全委員異議なく、可決]

#### 日程第5

議案第54号 門真市立保育所条例の一部改正の申出について

説明者 森田保育幼稚園課長

議案書5ページをご覧ください。本議案は、27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴い、子ども子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる区分の児童に係る施設の利用料が使用料に該当することから、地方自治法第228条第1項の規定に基づき条例で定める必要があるため、条例の一部改正を行うものでございます。

具体の改正内容でございますが、6ページをご覧ください。

まず、第6条の改正についてでございますが、現在の保育所に係

る保育料は、児童福祉法に基づき、本市規則において定めておりますが、今回、条例での規定が必要となることから、利用者負担として、子ども・子育て支援法に基づく政令で定める額の範囲内で規則で定める額とするものであります。

次に第7条から第10条の追加は、利用者負担の納付、還付、減免及び規則への委任を規定するものであります。

最後に、附則といたしまして、本条例の施行日は、子ども・子育て支援法の施行の日としております。

なお、子ども・子育て支援法につきましては、27年4月1日の施行が予定されております。

藤原委員長職務代理者： 新聞にも来年の4月から子育て新制度が始まると載っていて、待機児童の数も多いなど色々と掲載されています。子ども・子育て支援法が国の大きいルールだと思いますが、その中の保育料はどのように考えればいいですか。説明をお願いします。

森田保育幼稚園課長： 国が示す新制度における保育料の考え方についてであります。国においては、現行の幼稚園・保育所の保育料を基に設定されており、1号認定、2・3号認定の保育料は、それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準とされており、認定こども園や保育所、幼稚園、小規模保育等の地域型保育事業等の種類を問わず、同じ認定区分であれば同じ保育料となるよう設定されております。

次に、保育料の階層を決定するための所得階層の区分につきましては、現在は、所得税額または、市町村民税額を基に決定しておりますが、新制度では、市町村民税額のみを基準とされております。

また、2・3号認定の保育料の算定基準となる税額算定に係る控除は、現在実施している旧年少扶養控除に係る再算定は、新制度では実施しないこととされておりますが、市町村の判断により、在園児が卒園するまでの間に限り、現行と同様の扱いは可能とされております。

なお、新制度における保育料は、子ども・子育て支援法におきまして、国が定める額を限度として世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定めること、応能負担することとされており、今回条例の改正並びに規則の制定を行うものであります。

藤原委員長職務代理者： 幼稚園と保育所は違う場合もあるのですね。今の説明は一緒にしないといけないということですか。

ということも含めて考えると、保育料はどのように決定をしていくという話になります。今、市町村の話も出ましたが、保育料は今後どのように決定をしていきますか。

森田保育幼稚園課長： 今後の保育料はどのように決定していくかではありますが、まず、使用料の徴収、保育料の決定に関する事務は、市長の権限に属するものであり、現在、その事務については、市長より教育委員会に対し、補助執行させるものとなっております。このことから、規則については、教育委員会において定めることができないものであり、今後、条例改正に係る市議会での議決を経たのち、市長規則として、仮称「門真市教育・保育の実施等に要する費用に関する規則」を制定することにより、利用者負担、すなわち、保育料を決定いたします。

藤原委員長職務代理者： ということになれば、本市として門真市における保育料の考え方が必要になってくるということですね。国は今説明にあったようなかたちで決めるということですが、そこはどうですか。

森田保育幼稚園課長： 本市における保育料の考え方につきましては、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、安定的かつ持続的な子育て支援施策を実施していくため、市の財政状況等も考慮しつつ、国の考え方を踏まえ、公立・私立や施設・事業の種別に関わらない同一の料金表を適用することとし、バランスに配慮して設定することを基本といたします。

次に、新制度移行に伴う保護者の不安感や負担感を軽減し、円滑な移行を実現するため、保護者負担につきましては、一定の経過措置を設けることにより、激変緩和を図ることといたします。

藤原委員長職務代理者： 保育所や認定こども園の保育の部分を利用される方が2号、3号の認定の保育料が関係してくるという話が初めにありましたが、それについての保育料の考え方としてはどう考えればいいですか。

森田保育幼稚園課長： 保育所や認定こども園の保育部分、小規模保育等を利用される

方にかかる2・3号認定の保育料の考え方につきましては、国の考え方に準じ、所得税額に基づき階層区分を設定しているものを、市町村民税額に基づく階層区分設定とするに当たり、概ね現行の本市の保育料と同額となるよう設定し、保護者の負担増を極力発生させないよう配慮することといたします。

また、国の経過措置の考え方を踏まえ、現在の保育所在園児童に対し、卒園するまでの間の最大5年間、年少扶養控除等の廃止前の旧税額を再計算した保育料と年少扶養控除を一定見込んだ新保育料とを比較して低い方の保育料を適用するよう経過措置を設けることといたします。

藤原委員長職務代理者： 今、具体的にいくらかということが出てきてなくて、高くなるのか安くなるのかも含めて、市の方でしっかり検討しないといけないということだと思います。是非よろしくお願いします。

それに関して子ども子育て会議で、市民の声とか会議の意見とかどのような意見が出たか教えて下さい。

森田保育幼稚園課長： 子ども・子育て会議におきましては、保育料については市の案に対する合意を得ました。

また、1号認定、2・3号認定に係る保育料のバランスを考慮すべきなど、保育料の検討は引き続き必要であるというご意見を頂いております。

これらのご意見に加え、現在、本市の保育料水準が国基準に対して約60%程度の状況にあるなど、今後、国の動向等を踏まえつつ、保育料の見直しについて、検討してまいりたいと考えております。

藤原委員長職務代理者： ということは今、60%で抑えていると説明があったと思いますが、それを守っていくことが大事だと思いますので、その辺りも含めてまた報告があればお聞かせ下さい。

長澤委員長： これは補助執行で、教育委員会に決定の権限がないので、分かりにくいところだと思います。

[全委員異議なく、可決]

議案書 8 ページをご覧ください。本議案は、27年 4 月から子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴い、子ども子育て支援法第19条第 1 項第 1 号に掲げる区分の児童に係る施設の利用料が使用料に該当することから、地方自治法第228条第 1 項の規定に基づき条例で定める必要があるため、条例の一部改正を行うものでございます。

具体の改正内容でございますが、9 ページをご覧ください。

第 8 条の改正は、これまでの入園料及び保育料を利用者負担とし、子ども・子育て支援法に基づく政令で定める額の範囲内で、規則で定める額とするものであります。

次に第 9 条から第12条の改正は、所要の字句整備を行うものであります。

なお、附則といたしまして、本条例の施行日は、門真市立保育所条例の一部改正と同様に、子ども・子育て支援法の施行の日としております。

磯和委員： 新制度に移行した幼稚園や認定こども園の幼稚園部分を利用される方にかかる 1 号認定の保育料の考え方について説明して下さい。

森田保育幼稚園課長： 新制度に移行した幼稚園や認定こども園の幼稚園部分を利用される方にかかる 1 号認定の保育料の考え方についてでございますが、まず、現状としまして、現行の幼稚園の保育料は、各幼稚園がそれぞれに定めておりますが、就園奨励費補助金により、結果として応能負担となっております。

次に、新制度における考え方として、保育料の設定に当たりましては、国の考え方に準じ、概ね市内の私立幼稚園の保育料に入園料を加えた額の平均に就園奨励費補助を適用した額を基本に設定することとし、保護者の大幅な負担増とならないよう配慮すること、また、1 号認定子どもと比較して 2・3 号認定子どもの方が、施設の利用可能な時間が長いことなどを考慮し、2・3 号認定の保育料を超えないよう調整することといたします。

なお、市立幼稚園につきましては、新たな保育料を示さないまま27年度の入園児童の内定を行っておりますことから、27年度入園の児童までを対象に、卒園までの間の最大2年間、現行の保育料と新保育料とを比較して低い方の保育料を適用するよう経過措置を設けることといたします。

磯和委員： もう一つですが、門真市内や近隣の他市の私立幼稚園で、27年度に新制度に移行される予定について教えてください。

森田保育幼稚園課長： 本市では、27年度におきましては、全園が私学助成による運営を予定されており、新制度に移行予定の私立幼稚園はございません。このことから、27年度においては、新保育料の適用を受ける市内の私立幼稚園は無いものと考えております。

なお、他市の私立幼稚園では、守口市の大阪国際大和田幼稚園をはじめとする一部の幼稚園が、認定こども園への移行を予定していると聞きおよんでおり、これらの認定こども園においては、新保育料が適用される予定となっております。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第7

議案第56号 平成26年度教育費等補正予算の見積り申出について  
説明者 西岡教育総務課長

まず、歳出についてであります。議案書12ページをご覧ください。

隸、民生費、項、児童福祉費、目、児童措置費、48万9千円の増額は、25年度実績に基づく児童入所施設措置費等国庫負担金が確定したことにより、その差し引き額を返還するために計上しております。

次に、目、児童通園施設費、232万1千円の減額は、こども発達支援センターが門真市民プラザ指定管理事業者に支出する市民プラザ電気料金負担金が、協定の締結に基づき397万3,140円に確定いたしましたことから、減額補正するものでございます。

続きまして、議案書13ページをお願いいたします。

次に、款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費、88



万2千円の増額は、25年度実績に基づく未熟児養育医療給付国庫負担金が確定したことにより、その差し引き額を返還するために計上しております。

続きまして、歳入についてであります。議案書12ページをお願いします。

款、府支出金、項、府補助金、目、教育費府補助金、24万円の追加は、私立幼稚園就園奨励費補助事業について、被災幼児就園支援事業費補助金の交付決定を受け、計上するものです。

なお、被災幼児とは、東日本大震災に被災し、現在本市に在住しており、経済的理由により就園が困難となった幼児のことであり、本市においては対象幼児が1人在住されております。

次に、債務負担行為の追加についてであります。議案書14ページをお願いします。

英語教育活動業務委託(2)の1,200万円の追加につきましては、いわゆるAET配置事業を27年度に実施するため、限度額を設定するものです。

また、テニスコート・青少年運動広場指定管理業務委託2,196万円の追加につきましては、新たに指定管理者と協定を締結するため、指定管理期間である27年4月1日から32年3月31日までの5年間の限度額を設定するものです。

なお、いずれも26年度からの債務負担行為の設定とし、財源内訳につきましてもいずれも一般財源から支出するものとしております。

藤原委員長職務代理者： 英語教育のところですが、英語教育のAETを何名採用されて  
いますか。

上甲学校教育課長： AETについてですが、中学校6校に対して、3名配置して  
います。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第8

## 諸報告

長澤委員長より、諸報告については報告をした後、質疑応答とな

る旨説明があった。

番号1 門真市文化祭の結果について

説明者 牧藺生涯学習課長

諸報告第1号門真市文化祭の結果についてご報告いたします。  
諸報告1ページをご覧ください。

26年度門真市文化祭は、10月26日、11月1日、2日、3日に門真市民文化会館ルミエールホールを会場に開催されました。

10月26日は、文化祭の幕開けとしてダンスフェスティバルが開催され、ジャズダンスやバレエなど61のプログラムに2,681人の入場がありました。

11月2日の市民音楽祭には合唱や演奏など18のプログラムに1,150人の入場があり、昨年の680人を大きく上回りました。

11月3日に行われた市民芸能祭には舞踊、民謡など56のプログラムに1,289人の入場があり、また、市民創作展は、10月26日青少年の部に書道、陶芸30点が展示されました。一般の部は、11月1日から3日まで絵画、陶芸、書道、水墨など406点展示され、1,626人の入場がありました。

11月2日には府立門真西高等学校、3日には門真なみはや高等学校の茶道部の皆さんにより、お茶席開設にご協力いただき二日間で194人の参加がありました。

なお、11月3日には、文化の日式典がルミエールホール小ホールで開催され、市長表彰は、有功者1名、功労賞6名、善行賞1名、頌詞21名、教育委員会表彰は、教育功労者7名に表彰状が授与されました。

—すべての報告が終了—

長澤委員長

閉会宣言 午後2時30分

門真市教育委員会会議規則第25条の規定により署名する。

門真市教育委員会

委員長 長澤 信之

署名委員 桜井 智恵子